

あるべき税制に関する委員会

あるべき税制委員会（第7回）の様相

4月26日、経団連会館にて第7回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、菖蒲委員より、「試験研究費の税額控除制度について」と題する報告をいただいたあと、経済産業省鈴木課長から、「政策税制について」の報告を頂き、議論に入りました。それぞれの報告は別添についています。

菖蒲委員の報告は次の通りです。

- ・ 税制の目標として、経済成長力の強化・維持に貢献すべきである
- ・ とりわけ科学技術のイノベーション研究開発の推進は、競争力確保の鍵である
- ・ したがって、研究開発を通じた企業の競争力強化は、経済成長を通じ、税収増にも寄与する
- ・ 2003年度から、試験研究費減税が、増加額制度から総額制度へ拡充したが、きわめて効果のある税制であった
- ・ 原則当期税額の20%を限度とするという制限があるが、制限いっぱいまで活用されている
- ・ 2006年に総額制度に増加額制度を併用・拡充することとされた
- ・ 経団連会長・副会長企業の研究開発減税額（2005年9月7日新聞報道）をみると、トヨタ04年度55億円、キャノン217億円となっている。
- ・ キャノン（有価証券報告書公表資料）の実効税率を見ると、法定税率より数%程度低いが、この大部分は試験研究費減税による。法人税額の20%という限度に達している。
- ・ キャノンの研究開発費はこの間年々増加しており（年平均140億円の増加）、減税効果は順調に出ている。
- ・ したがって、今後の課題としては、控除限度額の引き上げということになる
- ・ 成長を加速するインセンティブ税制は、有効である。したがって、長期的・恒久的に継続・拡充していくことが望ましい
- ・ 諸外国のインセンティブ税制は別添資料の通りで、アジア諸国と較べると見劣りがする

経産省鈴木課長の報告

- ・ 安部総理の平成18年10月の国会答弁は、「国際競争力強化のために・・・研究開発促進税制を導入・・・国際的なイコール・フットイングを確保することが重要・・・」となっており、政策税制を評価している
- ・ 平成15-17年度の効果は、減収額が2,7兆円、経済効果は6.1兆円。法人税収は大幅に伸びた。また、雇用の拡大を通じて所得税収にも好影響
- ・ 日米英でくらべると、政策税制の減収額の比率は、米国、英国、日本の順で、いまだわが国の水準は低い。
- ・ 1,1兆円の政策税制減収額のうち研究開発促進税制の減収額は半分強の6000億円

あるべき税制に関する委員会

- ・ 製造業の研究開発額は毎年大きく伸びている（16年度3,6%増、17年度8.3%増）が、韓国や中国に較べると低い伸びである
- ・ 今後も政策税制は有効

これらの報告を踏まえた議論は次の通りです。

- ・ 実効税率と法定税率との乖離は大部分が R&D 減税（のおかげ）ということだ
- ・ このように見えてくると、今後の法人税減税のあり方として、一律税率を引き下げることと政策税制を深彫りすることとどちらを選択すべきかということが議論となる
- ・ 国際的な競争をしている企業の競争力をつけるのか、規制産業等国際競争力とは無縁の企業の税負担まで引き下げる必要があるのかということでもある
- ・ 国際競争を行っている企業にとっては、R&D 減税の限度額引き上げは最優先の課題
- ・ マクロ的な引き下げは効果が分散し薄くなる
- ・ 政府があらかじめ国際競争力にさらされている企業だけ減税することは理屈がない
- ・ 税率水準を引き下げること、税引き後利益を多くし、内部留保を高めたり配当を増やしたりすることは株主にとっても必要な政策
- ・ 欧州でも税の競争は税率の競争となっているのはなぜか
- ・ 順番としては、第1に研究開発、次に IT、そのあと投資減税、最後に税率の引き下げというのが国際競争企業の見方
- ・ 米国と較べると日本の企業は、老人健保の負担も国に任せるなどの相応の負担を負っていない（65歳になると負担しない）がこの点も考慮すべきではないか
- ・ わが国が税率を引き下げることの意義を吟味する必要がある。諸外国に、「わが国にいらっしゃい」とのメッセージを送る意義もあるのではないか
- ・ 税を引き下げるとその恩恵の大部分は、（これから納税者として登場する）金融機関にいつてしまう。

報告の内容及び資料等につきましては、会員限定メールマガジン「日本租税総合研究所 あるべき税制に関する委員会・国際課税委員会レポート」で紹介されております。